

# ●令和6年5月常時募集● 栗原市定住促進住宅 入居者募集要項

- 受付期間 令和6年5月1日(水)～5月31日(金) ※入居者決定次第終了。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。  
※先着順に受付し、入居決定日から約30日後に入居可能となります。

## 《募集住宅について》

募集要項裏面をご覧ください。

## 《申込方法について》

まず、入居資格等をご覧のうえ、空き状況を市役所建築住宅課(TEL0228-22-1153)へ確認してください。その後提出書類を揃えてお申込みをお願いします。

先着順の正式な受付は、提出書類等がすべて揃っての提出をもってとします。

また、提出書類は審査の関係上ご持参願います。なお、申込みは1世帯1戸のみとなります。

## 《申込にあたっての注意事項》

次のような申込は、受付しても無効となります。

- 入居資格を満たさない場合
- 提出書類に不備がある場合
- 同一人が複数の申込書に記載して申込んだ場合
- 申込書に虚偽の記載があった場合(入居後に発覚した場合は退去していただきます。)



## 《問い合わせ先・申込先》

○栗原市役所建設部 建築住宅課 住宅係 TEL0228-22-1153  
内線 534・535

※定住促進住宅(常時募集)の手続きは全て本庁舎です。総合支所では申し込みが出来ませんので、注意願います。

## 1、入居資格

- 市内に定住又は居住しようとする方
- 暴力団員でないこと(入居予定の親族も含みます。)
- 各種税金を滞納していない(住民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・国民健康保険税など)
- 申込者の収入月額が家賃の3倍以上である **🏠重要!**

## 2、提出書類

- 栗原市定住促進住宅入居申込書(様式第1号)  
※必ず日中に連絡のとれる電話番号を記入して下さい。

### ○申込書に添付する書類

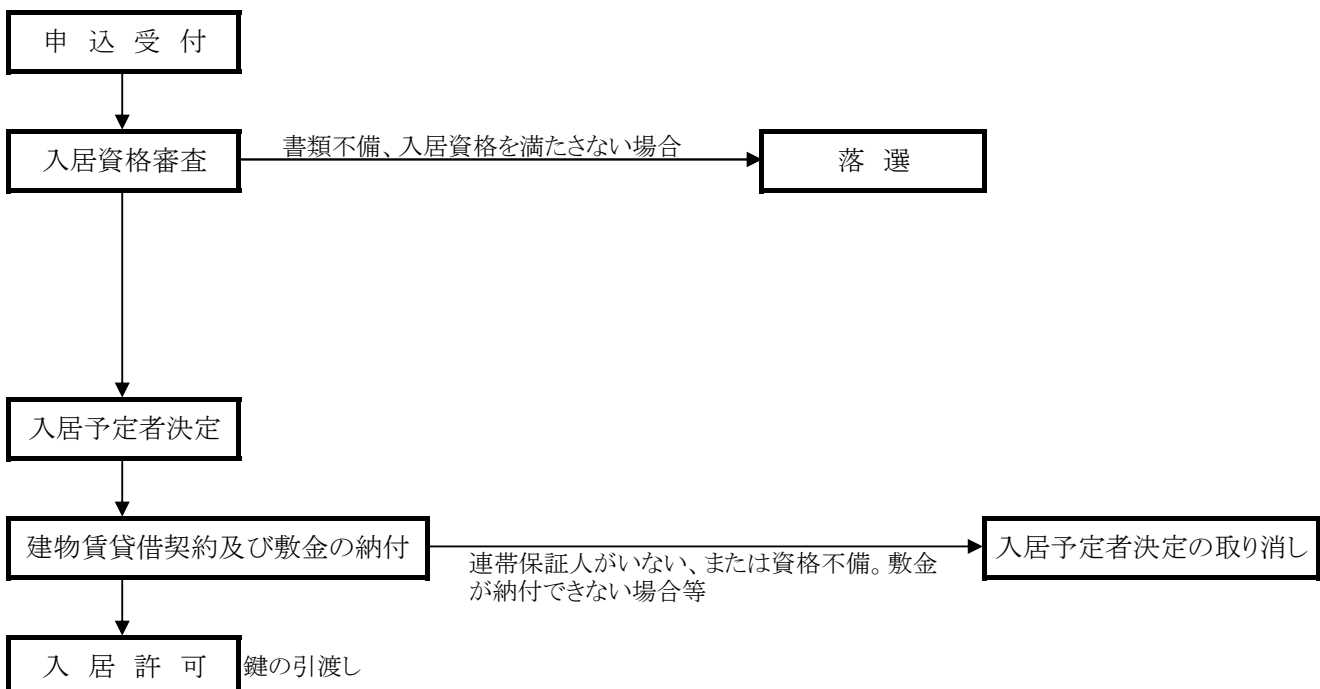
**🏠重要!**

- ①住民票(省略記載のないもので、3ヶ月以内に発行されたもの 申込者全員分)  
※申込前3ヶ月間で世帯に異動があった方は、最新の住民票をご用意下さい。
- ②令和5年度の所得証明書  
※令和4年1月以降に就職された方は、直近12ヶ月の給与支払証明書
- ③令和4年度の納税証明書  
※住民税が非課税の方は、**非課税を証明するもの**(国民健康保健税や軽自動車税等は、別に納税証明書をいただきます。)
- ④勤務先証明書(様式第2号)

### ・状況により必要な書類

- ①生活保護を受けている方は、生活保護決定通知書の写し
- ②遺族年金等の非課税所得がある方は、受給を証明する書類の写し
- ③婚約中の状態で申込まれる方は、婚約予約確認書(様式第3号)
- ④入居までに離婚が確定する方は、確定後の戸籍謄本、離婚訴訟または調停中の方は裁判所発行の事件係属証明書 ※入居までに提出していただきます。
- ⑤その他、状況により市長が必要と認めるもの

## 定住促進住宅申込から入居まで



## 定住促進住宅の入居にあたって

### ○契約について

定住促進住宅は定期契約(契約期間があります)です。期間は3年間で、3年後も入居資格を満たしていれば再契約することも可能です。

### ○敷金について

**重要!**

定住促進住宅に入居するには、入居予定者となった段階で敷金を納入していただきます。なお、敷金は**家賃額の3ヶ月分**です。

※敷金は、入居後3ヶ月分の家賃としてお預かりするものではありません。退去の際には、未納家賃がない限り全額お返しします。

### ○連帯保証人について

**重要!**

定住促進住宅に入居するには、入居予定者となった段階で連帯保証人をたてていただきます。その際、連帯保証人になる方には条件があります。

①宮城県内に住所があり、独立の生計を営む方

※公営住宅入居中の方は除きます。

②入居する部屋の家賃の3倍以上の月額収入がある方で、入居者の債務を保証する能力がある方

※各種税金に滞納のある方は、保証能力がないと判断します。

～重要～

「連帯保証」とは、「一定の債務が履行されない場合に、その債務を主たる債権者に代わって履行する義務を負う」ということです。

連帯保証人の方には、**入居者の滞納家賃を請求する場合があります。**

また、入居者への納入指導の協力をいただいたり、緊急時の連絡先となつていただく場合があります。

### ○定住促進住宅の駐車場について

定住促進住宅の駐車場を使用するには、申込みが必要となります。また、駐車できる車は**1台のみ**です。2台目以降の車は、駐車場区画に空きがある場合に許可します。

### ○入居者の費用負担について

定住促進住宅では、入居者の過失による修繕や軽微な修繕、畳の表替え、障子やふすまの張り替え、消耗品の交換など、入居者の方に費用負担していただくものがあります。また、電気・ガス・水道などの手続きは入居者各自で行っていただきます。なお、退居時にはハウスクリーニングを必ずお願いします。

### ○ペットの飼育禁止について

定住促進住宅では、犬や猫などのペット(小鳥・魚類を除く)を飼育することはできません。飼っている方にはかわいい動物であっても、鳴き声や臭いなどで他の入居者に迷惑をかけ、住民トラブルにもつながりかねませんので、念頭に置きお申込み下さい。

### ○住宅使用料等の納入方法について

毎月の住宅使用料等は、市役所から毎年度送付される納入通知書で各金融機関かコンビニエンスストアにて納入することができます。また、**便利な口座振替を利用することもできます。**

口座振替を利用する場合は、各金融機関窓口にてお申込下さい。

※その他、詳しくは栗原市定住促進住宅条例・施行規則に基づきます。